

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2-⑳)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>林産物の供給及び利用の確保</p>	<p>担当部局名</p>	<p>林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。</p>	<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<p>森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年8月</p>

施策(1)	木材の安定供給体制の構築												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	施業・林地の集約化、生産性の向上および供給基盤整備等を通じた原木の供給能力の増大、地域の核となる者が原木をとりまとめて供給する体制への転換、需給マッチングの円滑化、地域における森林資源、施設の整備状況等を踏まえながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備、木材製品の品質・性能の確かな木材製品の供給、地域材の高付加価値化に向けた取組を推進する。												
目標① 【達成すべき目標】	安定供給体制の構築												
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値								
					28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
ア 国産材の供給・利用量	24百万m ³	平成26年度	32百万m ³	令和2年度	26百万m ³	27百万m ³	29百万m ³	30百万m ³	32百万m ³	F↑一直	【測定指標の選定理由】 林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給体制の構築を図り、原木を供給する能力を増大していく必要がある。このため、国産材の供給・利用量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)における令和2年の木材供給・利用量の目標32百万m ³ とした。		
把握の方法		木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。											
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} / \text{当該年度目標値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

施策(2)	新たな木材需要の創出										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな木質部材の開発・普及、木質バイオマスエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を的確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	木材需要の創出										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 低層の公共建築物 [※] ¹ の木造率	23.2%	平成26 年度	30.0%	令和2 年度	28年度 24.3%	29年度 25.5%	30年度 26.6%	元年度 27.7%	2年度 28.9%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 国産材の供給・利用量の拡大に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が必要である。このため、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において、積極的に木造化を促進するとされている「低層の公共建築物の木造率」を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.13%/年)向上させ、令和2年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で増加させることとした。
	把握の方法		国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} / \text{当該年度目標値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

イ 木質バイオマス等燃料材利用量	180.5万m ³	平成26年度	600万m ³	令和2年度	320万m ³	390万m ³	460万m ³	530万m ³	600万m ³	F↑一直	【測定指標の選定理由】 パルプ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図る必要がある。このため、木質バイオマス等燃料材利用量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量(70万m ³ /年)向上させ、令和2年に600万m ³ へ利用量を増加させることとした。
					445.2万m ³	603.2万m ³	624.4万m ³	693.2万m ³	- (12月末把握予定)		
	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
ウ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者 ^{*2} 数	-		13,000業者	令和2年度	-	3,000業者	7,000業者	11,000業者	13,000業者	S↑一直	【測定指標の選定理由】 違法伐採対策の実効性を確保するためには、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」における登録木材関連事業者数を増加させる必要がある。このため、同法の登録木材関連事業者数を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、登録木材関連事業者数を法律施行後5年の令和3年度までに15,000業者に増加させることを目標とし、法律施行後4年目の令和2年度に13,000業者とした。
					-	65業者	212業者	418業者	536業者		
	把握の方法	登録実施機関の情報により把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		消費者等の理解の醸成									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
「木づかい運動 ^{※3} 」 ア に対する消費者の認 知度の向上	27%	平成27 年度	37%	令和2 年度	29%	31%	33%	35%	37%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の、木の良さや木材利用の意義への理解を醸成することが必要である。このため、林野庁では平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を展開しており、この認知度の向上を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度で一定割合(2%)で向上させ、令和2年度までに37%まで増加させることとした。
					30%	34%	32%	39%	43%		
	把握の方法	農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策委託事業のうち 木材製品の植物検 疫条件や流通・販売 規則等に関する調査 (平成30年度) (関連:2-1,2)	-	-	80 (80)	-	(1)-①-ア	-	0041
(2) 農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:2-7, 8,13,14,15,19,20,24)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0219
(3) 国有林野事業 (平成25年度) (関連:2-19)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	11,447	(1)-①-ア	-	0237
(4) 新たな森林空間利 用創出事業 (令和元年度) (関連:2-19)	-	-	32 (32)	87	(1)-①-ア (2)-②-ア	-	0243
(5) 林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (関連:2-19,20)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	349	(1)-①-ア	-	0247

(6)	次世代林業基盤づくり交付金 (平成25年度) (主、関連:2-19,20)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0253
(7)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸出促進対策 (平成27年度) (主、関連:2-19,20)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0254
(8)	林業・木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (主、関連:2-19,20)	-	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0255
(9)	木材産業・木造建築 活性化対策 (平成30年度) (主)	-	651 (649)	1,169 (1,157)	1,310	(1)-①-ア	-	0256
(10)	木材需要の創出・輸 出力強化対策 (平成30年度) (主、関連:2-19,20)	-	737 (731)	682 (673)	700	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0257
(11)	林業施設整備等利 子助成事業 (平成30年度) (主)	-	330 (325)	367 (332)	315	(1)-①-ア	-	0258
(12)	林業信用保証事業 交付金 (平成30年度) (主)	-	319 (319)	348 (348)	376	(1)-①-ア	-	0259

(13)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (主、関連:2-19,20)	-	-	-	843	(1)-①-ア (2)-①-イ	-	新2-0036
(14)	輸出原木保管等緊急 支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	-	新2-0037
(15)	森林法(普及指導事 業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(16)	林業・木材産業改善 資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(17)	木材の安定供給の 確保に関する特別措 置法 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(18)	公共建築物等にお ける木材の利用の促 進に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(19)	合法伐採木材等の 流通及び利用の促 進に関する法律 (平成29年)	-	-	-	-	(2)-①-ウ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-

(20)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(21)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(22)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税・法人税:措法第33条2] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(23)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(24)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [所得税:措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(25)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条] (昭和48年度)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	1	(1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

(26)	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 〔事業所税：地税法第701条の41第1項第8号〕 (昭和50年)	314 (308)	313 (323)	319 (-)	319	(1)-①-ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(27)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特例控除 〔所得税・法人税：措法第10条の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成10年度)	国税119 (71) 地方税39 (29)	国税101 (72) 地方税36 (26)	国税101 (62) 地方税36 (22)	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本金等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(28)	軽油取引税の課税免除の特例 〔軽油引取税：地税法附則第12条の2の7〕 (平成21年)	4,301 (4,255)	4,539 (4,385)	4,533 (-)	4,681	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(29)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付〔石油石炭税：措法第90条の3の4〕 (平成24年度)	49 (63)	49 (65)	63 (-)	63	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。	-
(30)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特例控除 〔所得税・法人税：措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成25年度)	国税0.1 (0.1) 地方税 0.1 (0.1)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	-	(1)-①-ア	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

	省エネ再エネ高度化投資促進税制 (木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置) (31) [所得税・法人税: 措法第11条第1項の表の第4号、措法第43条第1項の表の第4号、措法第68条の16第1項の表の第4号] (平成30年度)	-	-	384 (414)	491 (2)	-	(2)-①-イ	青色申告書を提出する個人又は法人が、対象設備 [*] を取得し、事業の用に供した場合に、普通償却に加えて、取得価格の20%相当の特別償却が受けられる。 (※年間の燃料利用量のうち、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく「間伐等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」として証明されている木質バイオマス燃料の年間利用量が80%を超えると見込まれる設備であって、以下の①から④のいずれかを満たす設備。 ・木質バイオマス発電設備のうち、 ①設備利用率80%を超えると見込まれるもの ②発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用すること ③1kw当たりの資本費が、発電出力2,000kw未満の場合は62万円以下、2,000kw以上20,000kw未満の場合は41万円以下であること、 ・木質バイオマス熱供給設備のうち、 ④ボイラーの熱効率80%を超えると見込まれるもの) 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	57,465 (内数を 含む)	74,361 (内数を 含む)	70,985 (内数を 含む)	33,621 (内数を 含む)		参照URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html			
政策の執行額[百万円]	54,084 (内数を 含む)	69,306 (内数を 含む)	66,773 (内数を 含む)						

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			2年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 安全な木材製品等 流通影響調査・検証 事業 (平成24年度)	101 (101)	704 (704)	102 (102)	102	-	-	復-0094
(2) 【参考:復興庁より】 災害復旧関係資金 利子助成事業 (平成24年度)	170 (170)	51 (51)	45 (45)	41	-	-	復-0102
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質被害林 産物処理支援事業 (平成25年度)	386 (287)	386 (309)	343 (337)	317	-	-	復-0104

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進する低層の公共建築物として、①学校、②老人ホームなどの社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥駅その他待合所及び高速道路の休憩所を定めている。
注2	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる登録された木材関連事業者。
注3	木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施。